

令和6年7月22日

大阪市職員労働組合環境局支部

支部長 橋本 慎吾 様

環 境 局 長

堀 井 久 司

路上喫煙対策担当におけるローテーション勤務の導入について

本市では、2025年大阪・関西万博を契機として、令和7年1月からの市内全域での路上喫煙禁止に向け、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備に取り組んでいます。

そのような中、令和5年度に建設局との協議により都市公園内に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、設置した喫煙所の維持管理及び問い合わせ等についても当局において対応することとしました。

当該閉鎖型喫煙所については協議により7時から20時を使用可能時間とし、問い合わせ受付時間を8時30分から20時としていますが、喫煙所の設置、維持管理を担当する事業管理課路上喫煙対策担当職員の現在の所定勤務時間では、当該喫煙所の問い合わせ受付時間に対応できないため、これまでの間は臨時的な対応として当該担当職員が超過勤務により対応してきました。しかしながら、今後も引き続く対応であることから、下記のとおりローテーション勤務の導入を考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 実施予定時期

本申し入れ合意の日から令和7年3月31日まで

2 対象職員

事業管理課路上喫煙対策担当職員（行政職員）

3 勤務時間（ローテーション勤務）

（1）9時から17時30分（休憩時間12時15分から13時00分）（通常勤務）

（2）11時30分から20時（休憩時間12時15分から13時00分）（遅出勤務）

なお、（1）（2）については、路上喫煙対策担当職員のうち、公設喫煙所の設置を担当する職員3名（課長代理、係長、係員）により1か月単位のローテーション勤務とする。

また、8時30分から9時については、同担当職員の時差勤務により対応する。

4 その他

上記で対応できていない事由や期間の延長が生じる場合は、改めて協議をお願いしたい。